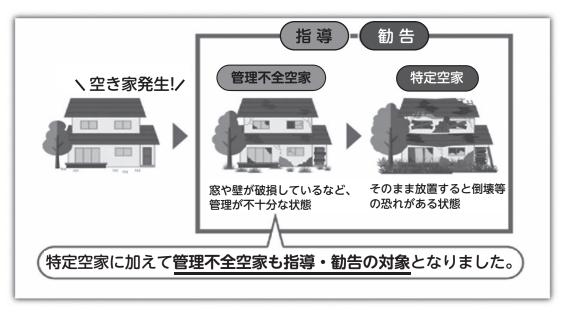
空き家は放置せず「仕舞う」・「活かす」で住みよい街に

除却

潤周

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。 法の改正により、特定空家に加えて管理不全空家も市からの指導・勧告の対象となりました。



郡上市から「管理不全空家」や「特定空家」としての指導を受け、それに従わずに勧告を受けると固定資産税 等の軽減措置(住宅用地特例)が受けられなくなります。

- ・実家や自宅を空き家にしないため、空き家となっても放置しないために家族の話し合いが大切です。
- ・空き家はそのままにせずに、「仕舞う」(除去)・「活かす」(活用)の行動をとりましょう。



地元の解体業者等へご相談をしてはいかがでしょうか。 また、A I (人工知能) 査定で解体費用のシミュレーション(見積り)が可能です。







間 建設部都市住宅課 67-1814